

## 9月はPCB適正処理推進月間

期限、迫る！

PCB（ポリ塩化ビフェニル）は燃えにくく、電気を通しにくい人工の油です。以前は工場やビル、電車などの電気機器に使われていましたが、人体への影響から、昭和47年（1972年）に製造が禁止されています。

**PCBを使った機器は国が指定した期限までに処分**する必要があります。

横浜市も参画している「PCB廃棄物処理事業に係る首都圏広域協議会」では、この9月を「PCB適正処理推進月間」と定め、協議会の自治体や協力機関と連携し、**高濃度PCB廃棄物の期限内の適正処理**に向けた指導や周知活動等に取り組みます。



変圧器



コンデンサー

### 1 実施機関

PCB廃棄物処理事業に係る首都圏広域協議会

（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、八王子市、さいたま市、川崎市、越谷市、川口市、千葉市、船橋市、**横浜市**、川崎市、横須賀市、相模原市、柏市）

### 2 期間

令和3年9月1日（水）から30日（木）まで

### 3 横浜市における取組

- ・ PCB廃棄物の保管事業者等への期限内処理に向けた指導の強化
- ・ 協力機関と連携した周知活動や、交通広告・新聞広告の掲載等

**まだ間に合います！ 今すぐ JESCO※に登録！**

※「JESCO（中間貯蔵・環境安全事業株式会社）」は国が指定した処分実施機関です。

【横浜市内で保管されている高濃度PCB廃棄物の処分期間】

高濃度PCB廃棄物の種類	処分期間
変圧器・コンデンサー	令和4年3月31日
蛍光灯安定器等	令和5年3月31日

**処分期間までに JESCO に登録して処分を委託してください！**

高濃度PCB廃棄物とは

高濃度PCBが使用された代表的な電気機器には、変圧器、コンデンサーがあり、JESCOにて定められた期限までに処理を完了する必要があります。

お問合せ先

資源循環局産業廃棄物対策課長 大島 貴至 Tel 045-671-2526